くじによる落札者の順位の決定方法

見積り合わせの結果、落札となるべき同価の入札が２者以上の場合は、次の方法により、くじで落札者を決定します。

**〇郵便による方法の場合**

（１）書留番号（11桁）の下４桁の小さいものから順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与します。

※書留番号は郵便追跡用に使用する番号で、＊＊＊（３桁）-＊＊（２桁）-＊＊＊＊＊（５桁）-＊（１桁）の合計11桁で表示された番号です。

（２）同額入札の書留番号の下４桁を合計し、その合計額を同額入札者数の数で除算し、余りを算出します。

　　　ただし，下４桁の合計の数が複数者いた場合は，全者とも上位の数字を参照するものとする。（４桁で複数いた場合は５桁で取り扱い、５桁でも複数いた場合は６桁で取り扱う、以後同様とする）

（３）上記（２）の計算結果による余りと一致した上記（１）のくじ番号の入札参加者を落札者の第１順位とする。

（４）最上位のくじ番号に「１」を足したくじ番号の入札参加者を第２順位とする。

　　　この場合において、最上位のくじ番号に「１」を足したくじ番号が存在しない場合には、「０」のくじ番号の入札参加者を第２順位とする。

（５）第３順位以下は（４）の規定により順位を決定する。

（例）入札参加者３者が同額入札の場合

（１）書留番号（11桁）の下４桁の小さい順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。

（※下４桁が同一の数字となった場合は、上位の数字を参照する。）



（２）書留番号下４桁の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。

A社（書留番号下４桁）　2345

B社（書留番号下４桁）　9702　　　　　合計 2345+9702+8136＝20183

C社（書留番号下４桁）　8136

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　余り　20183 ÷ ３ ＝ 6727・・・余り２

（３）順位の決定

